

新スタンダード薬学シリーズⅡ
第1巻 薬学総論 I. 薬剤師としての基本事項
第1,2,3,4刷 補遺 (2019年3月)

1. 薬剤師倫理規定の見直しに伴う変更

日本薬剤師会の“薬剤師倫理規定”の内容が修正変更されるとともに名称も変更され“薬剤師行動規範”として新たに制定されました（平成30年1月17日承認）。これに伴い、本書の記述を下記のように変更いたします。“薬剤師行動規範”の全文は本補遺の末尾に示しました。

※第1,2,3刷をお持ちの方は、別紙補遺“個人情報保護法の改訂に伴う変更”も参照下さい。

※赤字は変更部分

訂正箇所	変更後
SBO 32 と SBO 37 の本文および図表の記述全般 「 薬剤師倫理規定 」 (ただし SBO 32 のタイトルは変更しない。「FIP 薬剤師倫理規定」はそのまま)	「 薬剤師行動規範 」
p. 204 の SBO タイトル 薬剤師綱領, 薬剤師倫理規定 など)	薬剤師綱領, 薬剤師倫理規定 ^{*1} など)
p. 204 の側注 なし	^{*1} 日本薬剤師会によって1968年に制定され1997年に改定された日本薬剤師倫理規定は、2018年に内容を修正変更するとともに名称も変更し、 薬剤師行動規範 として新たに制定された。
p. 204 の側注 [*] SBO 52 を参照	^{*2} SBO 52 を参照
p. 204 の下から18行目 裏打ちされたチーム医療 [*] が	裏打ちされたチーム医療 ^{*2} が
p. 205 の囲み 薬剤師倫理規定 (日本薬剤師会理事会1968年8月制定、1997年10月全面改訂) ※以下、前文と条文10条	薬剤師行動規範 (日本薬剤師会理事会2018年1月制定) ※以下、前文と条文を本補遺の末尾または下記のサイトの文面に差替え。 https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/about/kouryo20180226.pdf
p. 206 下から14行目 「すでに・・・あとでは、日本の 薬剤師倫理規定の不十分 さは明らかであろう。自己決定権をはじめとして患者の権利が前面に出てきている現状を踏まえて、・・・」	「すでに・・・あとでは、患者の自己決定権の尊重、医療資源の公正な配分などを明記して新たに制定された 薬剤師行動規範 においても、現代医療における患者の諸権利が十分に明示されているとは言いがたい、・・・」
p. 206 下から9行目 「解答例 現在の日本 薬剤師倫理規定 は・・・制定されたものを1997年に新たに制定し直したものである。」	「解答例 現在の日本 薬剤師行動規範 は・・・制定され、1997年に改定された日本 薬剤師倫理規定 を、2018年にその内容を修正変更するとともに、名称も変更して 薬剤師行動規範 として新たに制定したものである。」
p. 206 下から8行目 「・・・第1条から第 10 条」	「・・・第1条から第 15 条」

<p>p. 206 下から 6 行目</p> <p>「・・・担い手の一員として” “生命・健康の保持増進に寄与する責務を担っている”」</p>	<p>「・・・担い手として” “生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている”」</p>
<p>p. 206 下から 5 行目</p> <p>「・・・ “医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献する” ことが・・・」</p>	<p>「・・・ “保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うする” ことが・・・」</p>
<p>p. 206 下から 3 行目</p> <p>「・・・薬剤師の良心と自律, ……品位・信用の保持など, 医療専門職としての薬剤師の果たすべき責務が挙げられている。」</p>	<p>「……………薬剤師の良心と自律, 他者及び社会への愛情に基づいた最善努力義務, 法令の遵守, 品位及び信用の維持と向上, 守秘義務, 患者の自己決定権の尊重, 差別の排除, 生涯研鑽, 学術発展への寄与, 職能の基準の実践と向上, 多職種間の連携と協働, 医薬品の品質, 有効性及び安全性の確保, 医療及び介護提供体制への貢献, 国民の主体的な健康管理への支援, 医療資源の公正な配分など, 医療専門職としての医療専門職としての薬剤師の果たすべき行動規範があげられている。」</p>
<p>p. 208 上から 20 行目</p> <p>「・・・さらに, 患者の自己決定権やインフォームドコンセント……………生命倫理の 4 原則が強く意識されたものとなっていることは, 今後の日本の薬剤師倫理規定を考慮て……………」</p>	<p>「……………さらに, 生命倫理の 4 原則を踏まえながら, 患者が自らの薬物治療に関する意思決定に参加する権利を明記するなど, 患者中心の医療の視点が徹底されている点, 文化多様性を認め, 尊重することが明記されていて世界的視点から薬剤師の職務を遂行していく姿勢が打ち出されている点などは, 今後の日本の薬剤師行動規範を考慮て……………」</p>
<p>p. 208 下から 1 行目</p> <p>「……………2. 患者の自己決定権……………」</p>	<p>「……………2. ファーマシューティカルケアの遂行……………」</p>
<p>p. 209 上から 7 行目</p> <p>「32・2 ……患者の自己決定権など, 患者の権利についての言及……………」</p>	<p>「32・2……………ファーマシューティカルケアについての明示的な言及……………」</p>
<p>p. 228 「この SB0 の学習に必要な予備知識」</p> <p>「2. 薬剤師倫理規定は, 薬剤師が人々の信頼に応え, 医療の向上および公共の福祉の増進に貢献し, 薬剤師職能を全うするために, 日本薬剤師会が制定した。」</p>	<p>「2. 薬剤師行動規範は, 薬剤師が人々の信頼に応え, 保健・医療の向上および福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために, 日本薬剤師会が制定した。」</p>
<p>p. 228 下から 5 行目</p> <p>2) 薬剤師倫理規定 (1968 年 8 月制定, 1997 年 10 月全面改訂)</p>	<p>2) 薬剤師行動規範 (2018 年 1 月制定)</p>
<p>p. 228 下から 2 行目の囲み内</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第 9 条 薬剤師は, 職務上知りえた患者等の秘密を, 正当な理由なく漏らさない。</p>	<p>5. 守秘義務</p> <p>薬剤師は, 職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し, 正当な理由なく漏洩し, 又は利用してはならない。</p>
<p>p. 231 の薬剤師倫理規定に関する囲み</p> <p>2) 薬剤師倫理規定 (1968 年 8 月制定, 1997 年 10 月全面改訂)</p> <p>(医薬品の安全性等の確保)</p> <p>第 6 条 薬剤師は, 常に医薬品の品質, 有効性及び安全性の確保に努める。また, 医薬品が適正に利用されるよう, 調剤及び医薬品の供給に当たり患者等に十分に説明を行う。</p>	<p>2) 薬剤師行動規範 (2018 年 1 月制定)</p> <p>12. 医薬品の品質, 有効性及び安全性等の確保</p> <p>薬剤師は, 医薬品の創製から, 供給, 適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質, 有効性及び安全性の確保に努め, また, 医薬品が適正に利用されるよう, 患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。</p>

2. 薬剤師行動規範の全文

薬剤師行動規範

(日本薬剤師会理事会 2018 年 1 月制定)

前 文

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬（やく）の倫理が求められる。薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

1. 任 務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

5. 守 秘 義 務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

7. 差 別 の 排 除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

8. 生 涯 研 鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。